



薬剤情報・特定健診等情報の閲覧方法及び準備作業について

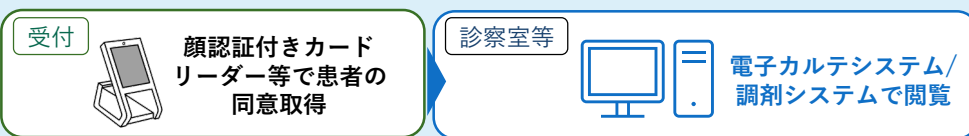
薬剤情報・特定健診等情報の閲覧は、主に以下のパターンにて利用可能です。導入しているシステム環境や業務の実態に応じてご検討ください。まずは、システムベンダーへ相談をお願いいたします。

閲覧方法の例

ご対応いただく作業

a. 電子カルテシステム/調剤システムで閲覧するパターン

診察室等にて、現在ご利用の電子カルテ等のパソコンで、患者の薬剤情報等を閲覧することができます。

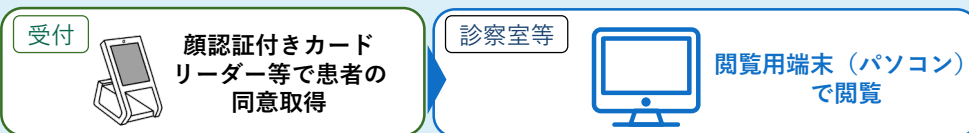


- パッケージソフトの改修機能のインストール、設定

※電子カルテシステム/調剤システムのシステムベンダーへご利用のシステムが医療情報等の閲覧に対応しているかどうか、ご相談ください。

b. 閲覧用端末で閲覧するパターン

診察室等にて、新たに薬剤情報等閲覧用端末（パソコン）を設置し、閲覧用端末で患者の薬剤情報等を照会し、閲覧することができます。



- セキュリティ基準を満たした薬剤情報等閲覧用端末の増設
- 閲覧用端末を使用する場所（診察室等）へオンライン資格確認等システム接続可能回線の引き込み
- 薬剤情報等閲覧用端末において閲覧するための設定

※令和3年10月中旬より利用可能です。

c. 資格確認端末で閲覧するパターン

受付に設置されている資格確認端末で患者の薬剤情報等を閲覧できます。また、結果を紙に印刷等して、閲覧することができます。



- 資格確認端末において閲覧するための設定

※令和3年10月中旬より利用可能です。

※ 既にオンライン資格確認の導入済の場合やご自身で設定を行う場合は、セットアップ手順書を公開していますので、導入する閲覧方法に応じてご活用ください。

閲覧方法b: [医療機関等向けセットアップ手順書 \(医療情報閲覧用端末編\)](#)

閲覧方法c: [医療機関等向けセットアップ手順書 \(資格確認端末にて医療情報閲覧用端末の画面を利用する場合\)](#)

※ 薬剤情報・特定健診等情報の閲覧には、顔認証付きカードリーダー等によるマイナンバーカードでの患者の本人確認及び同意取得が必要です。